

一時預かり事業 Q&A

Q1. 一時預かり事業とは、どんな事業ですか？

A1. 家庭での保育が困難となる場合に、一時的にお子様を預かり保育する事業です。

Q2. いつどこで、利用することができますか。

A2. 平日において、別表1の実施施設、開園時間に利用できます。

Q3. 一時預かりできる子どもの年齢制限はありますか？

A3. 就学前のお子様で、最低年齢は別表1のとおりです。

Q4. どのような理由で利用することができますか？

A4. お子様の保護者の就労・就学、病気・けが、看護・介護、ボランティア、冠婚葬祭、出産、育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減、裁判員の選任手続きなど様々な理由で利用することができます。

Q5. 誰が利用できますか

A5. 通常の一時預かりについては、原則鳥取市に住民票があり、支給認定を受けて保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍していないお子様が利用できます。

Q6. 利用できる日数に制限はありますか

A6. 原則として週3日を限度としていますが、保護者の病気・けが、被災、事故、出産、看護介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ないと認められる場合、緊急保育として最大で連続する14日間を限度として利用することができます。この場合、緊急であることを証明する書類の提出を求めることがあります。

Q7. 鳥取市に住民票がないと利用できませんか。

A7. 鳥取市外に住民票があるお子様でも、その保護者が里帰り出産や介護等の理由で、鳥取市内の母親の実家等で出産時やその前後の期間に生活する場合など、最大で連続する14日間を限度として利用することができます。(その間、鳥取市外で保育所等に在籍したままでもよい。)また、長期的に利用をお考えの方につきましては、里帰り出産による保育所への広域入所の利用もご検討いただけます。鳥取市外の方がその他の理由で一時的預かりを利用しなければならない場合はご相談ください。

Q8. 最大で連続する14日間とは、どういうことですか。

A8. 家庭での保育が困難となる日を起点に、事業を行う施設において一時預かりを行う日を、休日等は含めず連続で14日数えた期間のことです。期間の途中で、保育園の利用定員が上限であった等の理由により利用できなかった日を他の日に持ち越すことはできません。

Q8-1. 緊急保育を利用できる頻度に制限はありますか。

A8-1. 原則として緊急時に限ります。また、緊急保育を利用した月であっても、通常の一時的預かり(週3日)は利用いただけます。ただし、緊急保育と合わせても週3日以内の利用となります。

基本的には緊急時に限りますが、どうしても再度利用する必要がある場合はご相談ください。

Q9. どうすれば利用できますか

A9. 利用したい施設に直接お申込みください。お子様の健康状況などに関する書類の提出が必要となりますので、余裕をもって進めていただくことをお願いいたします。

Q10. 利用料金を教えてください。

A10. 別表2の通りです。

Q11. 半日単位でなく、11時から14時など時間単位で利用できませんか。

A11. なるべく多くの方が利用できるよう、半日単位としておりますのでご理解ください。

Q12. 一時預かりを利用した場合、延長保育も利用できますか。

A12. 一時預かりの延長保育は行っておりませんのでご理解ください。

Q13. 一時預かり事業における、待機児童解消に向けた緊急的な対応とはなんですか。

A13. お子様の保育所等への入所が決まるまでの間、最大で週5日利用が可能になります。実施日、利用時間、利用料金は従来通りです。対象者は保育所入所不承諾通知書の交付を受けている方とし、育児休業の期間延長をしている方及び求職活動中の方は除きます。利用の際は、申込書と併せて入所不承諾通知書の写しを提出していただく必要があります。

Q14. 一時預かり従事者の配置は必ず2人必要ですか。

A14. 事業を行う施設が保育所等と一体的になっており、当該保育所等の保育従事者による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができます。

Q15. 他の保育園も同時に利用できますか。

A15. 他の保育園を併用して利用することは可能です。利用したい園へ申込をしてください。ただし、他園と併用していても合わせて週3日までの利用となりますので、注意して利用していただきますようお願いいたします。

Q16. 一時預かりも保育料無償化の対象になりますか？

A16. 子育てのための施設等利用給付認定の新2, 3号の認定を受けている児童については利用料が無償となります。ただし、利用時に認定を受けている方が対象となるので、利用の前に申請していただく必要があります。認定を受けていない間の利用については対象外のためご注意ください。

Q17. 連続する最大14日間の緊急保育サービス事業として児童を受け入れる際、緊急で受入が必要であることの確認はどのように行いますか？

A17. 参考様式『緊急保育サービス事業の利用が必要となる理由書』に必要事項を記載していただき、内容を確認してください。出産が理由の場合、母子手帳の出産予定日の記載があるページで確認してください。その他の理由の場合、当該理由を証明する書類が手元にある場合、添付していただきますが、何もない場合は口頭で事情を確認していただければ結構です。鳥取市内の方、鳥取市外の方も同様に確認をお願いします。

※鳥取市外の方が緊急保育サービスを利用される場合、鳥取市内の方が利用できなくなることはないよう、空き状況を確認して受け入れをしていただきますようお願いいたします。

Q18. 能登半島地震により、避難してきた児童が一時預かり事業を利用する場合、緊急保育サービスの利用と考えるとよいですか？

A18. 能登半島地震により、避難してきた児童については、緊急保育サービスとは異なる利用方法となりますので、相談等あれば、幼児保育課までご連絡ください。

別表1

実施施設	住 所	電話番号	対象児童の 最低年齢	定員 (1日当たり)	開園時間
めぐみ保育園	吉方町1丁目201	(0857) 27-1310	生後6か月	約10人	7時30分～18時
松保保育園	布勢91-1	(0857) 28-0474		約10人	
とうごう保育園	西今在家205-1	(0857) 53-1321		約10人	
城北保育園	青葉町3丁目121-1	(0857) 54-1911		約6人	8時30分～17時
河原保育園	河原町長瀬48-1	(0858) 85-2750		約6人	7時30分～18時
もちがせ保育園	用瀬町別府808	(0858) 87-3600		約3人	8時～18時
ひかり保育園	気高町宝木937	(0857) 82-0508		約3人	7時30分～19時
こじか保育園	鹿野町鹿野583-3	(0857) 84-2251		約10人	8時30分～17時
すくすく保育園	青谷町青谷604	(0857) 85-0430	生後57日目	約10人	7時30分～18時
すぱーすComodo子育てひろば	栄町401	(0857) 29-6101		約3人	9時～17時
こども園かける	立川町5丁目235-1	(0857) 22-5855	1歳児	約10人	8時30分～17時30分

別表2(1人当たりの利用料金)

利用料(1人あたり)	1日	半日(給食あり)	半日(給食なし)
3歳未満児	2,000円	1,300円	1,000円
3歳以上児	1,300円	900円	600円

※「半日利用」とは午後0時30分まで又は午後0時30分以後のいずれかのみを利用をいい、

「1日利用」とは半日利用以外の利用をいいます。

※離乳食を食べない子の半日利用について、ミルクの提供がある場合、給食ありの利用料金となります。

※きょうだいで同日時に利用する場合、2人目以降の利用料は半額となります。

※集団保育の観点等から、利用される時間帯によっては給食の有無について配慮が必要な場合がありますので、あらかじめ実施施設にご確認ください。

※鳥取市に住民票があり、保育所等に入所していない児童が対象となりますが、里帰り出産等で利用される場合は、鳥取市外にお住まいの方も連続する14日間を限度として利用可能です。この場合、きょうだいで同時利用の2人目以降の利用料半額は適用されません。

